

労働者派遣法に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)が改正され、第23条5項の定めにより、以下の内容について情報提供が義務付けられました。

- (1) 派遣労働者数
- (2) 派遣先事業所数(実数)
- (3) マージン率

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{労働者派遣に関する料金額の平均額} - \text{派遣労働者の賃金額の平均額})}{(\text{労働者派遣に関する料金額の平均額})}$$

- (4) 労働者派遣に関する料金の平均額(1日(8時間あたり))
- (5) 派遣労働者の賃金の平均額(1日(8時間あたり))
- (6) 教育訓練に関する事項
- (7) その他参考と認められる事項
- (8) 雇用安定措置を講じた人数
- (9) 派遣労働者の待遇の決定にかかる労使協定を締結しているか否かの別

当社における上記内容は、別紙の通りです。

労働者派遣事業許可番号	派28 - 301836
事業者名	MHI NUSEC株式会社
所在地	神戸市兵庫区和田崎町一丁目1-1

* 2025年度事業報告ベース

〈労働者派遣法第 2 3 条第 5 項に基づく情報提供〉					
派遣労働者の待遇	労使協定	締結している			
	対象範囲	全ての派遣労働者			
	有効期間終期	2026年3月31日			
* 派遣労働者数		1名			
* 派遣先事業所数		1社			
* マージン率 ※ マージン率の中には、社会保険料、福利厚生費、教育訓練費等がふくまれます。		10.7%			
* 労働者派遣に関する料金の平均額(8時間)		35,200円			
* 派遣労働者の賃金の平均額(8時間)		31,441円			
教育訓練に関する事項					
訓練の内容	対象者	訓練方法	実施主体	費用負担	賃金支給
コンプライアンス研修	社員全員／派遣労働者	OFF-JT	事業主	無償	有給
情報セキュリティ教育	社員全員／派遣労働者	OFF-JT	事業主	無償	有給
産廃関係環境教育	派遣労働者	OFF-JT	派遣先	無償	有給
その他参考と認められる事項					
社会保険/福利厚生に関する事項		・各種社会保険 (労災保険, 雇用保険, 厚生年金, 健康保険等) ・年次有給休暇, 育児休業制度, 介護休業制度等 ・定期健康診断受診 等 ・資格取得支援 等			
雇用安定措置を講じた人数		0名			